

「県費負担教職員の任命権」に関する対応状況

■ 本県の提案状況

◇ 事務事業の見直し及び行財政改革に係る基本方針

【関係部分抜粋】

- 政令指定都市の教職員の任命権の見直しについて国への提案
政令指定都市の県費負担教職員について、人事管理を県で一元的に実施できるよう、現在政令指定都市が有している教職員の任命権を県の権限とするよう、国に対して制度改革提案を行う。



◇ 平成17年度主要事業に関する提案（関係省庁へ提出；H16.5.20～）

【関係部分抜粋】

- 事務事業の分担関係の適正化に関する提案事項
都市部と中山間地域との教育条件を一定の水準に保つとともに、広域人事を活発化するなど、教職員の資質向上施策を推進するため、政令指定都市の県費負担教職員の任命権を都道府県に一元化すること。



■ 中央教育審議会の検討状況

◇ 「義務教育費に係る経費負担の在り方について」（中間報告）

～中央教育審議会 初等中等教育文化会 教育行財政部会（平成16年5月24日）

【関係部分抜粋】

2 教職員給与費負担と学級編成・教職員定数に係る権限の政令指定都市への移譲

「当作業部会としては、給与負担と権限をあわせて移譲する方向で取組むべきものと考えるが、その円滑な移譲のためには政令指定都市に対する国庫負担が必要と考える。今後、財源問題について、関係省間で協議の上、方向性が示されることを期待するとともに、権限と負担の移譲に伴う政令指定都市の事務体制の整備に向けた具体的な検討が進められることを期待する。

なお、中核市など一定規模以上の市への任命権や給与負担などの移譲について、市町村の権限と責任を拡大する観点から、引き続き検討することとしたい。

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育行財政部会
教育条件整備に関する作業部会
**「義務教育費に係る経費負担の在り方について」
(中間報告) の概要**

はじめに

義務教育費に係る経費負担の在り方について検討が求められている背景としては、①教育の地方分権改革、②三位一体の改革がある。

当作業部会では、こうした背景を念頭に置きつつも、義務教育制度の根本にさかのぼり、教育論の立場から検討を行った。

第1章 義務教育制度の在り方について

1. 義務教育の意義

(1) 国家・社会の基礎となる国民教育としての意義

義務教育は、国家・社会の形成者の育成のために必要な最小限度の教育であり、国民社会・国民経済の維持・発展の基礎となる国民教育としての意義を有している。

(2) 国民の教育を受ける権利の最小限の保障（ナショナルミニマム）としての意義

義務教育は、憲法が国民に保障する「教育を受ける権利」の最小限の保障としての意義を有する。このような憲法の要請に基づき、市町村の小・中学校の設置義務や授業料の不徴収が定められている。

2. 義務教育における教育条件

義務教育における教育条件の在り方については、①教育内容・教育方法、②教科書その他の教材、③学校管理・組織編制、④教育施設、⑤教職員の5つの分野について、学校、市町村、都道府県、国の4者がそれぞれ担うべき役割を考える必要がある。

3. 義務教育における教職員の重要性

「教育は人なり」といわれるように、教育の本質は児童生徒と教員との直接の人格的接触にあり、義務教育の教育条件の中でも、教職員は最も重要な要素である。全国的に一定の教育内容と教育水準を確保し、教育の機会均等を保障するためには、優れた教職員を一定数確保することが必要である。

教職員給与費は義務教育費の4分の3を占めており、地方財政に占める割合も高いことから、国が責任をもってその財源保障をするため、教職員給与費の2分の1を国が負担する国庫負担制度が設けられている。

事務職員及び学校栄養職員は、いずれも学校運営に必要な基幹的職員であり、そのため、これまで教員と同様に県費負担・国庫負担の対象職員とされてきた。これらの職員の重要性はますます高まっている。

4. 義務教育の内容・水準の確保における国の責任

(1) 義務教育の内容・水準の確保の方法

義務教育の内容・水準の確保の方法としては、今後、事後評価や情報公開と説明責任についての取組などを重視していくことが必要であるが、最小限の基準設定、財源保障は、今後とも国の責任で行う必要がある。

(2) 国による財源保障の責任

小・中学校教育は市町村の自治事務とされているが、義務教育について全ての責任を市町村に負わせてよいということではない。

義務教育の内容・水準の確保については国が積極的な責任を果たさなければならず、必要な財源を安定的に保障する責任は最終的に国が負っている。特に、義務教育において教職員が果たす役割の重要性や教職員給与費負担が地方財政に占める割合の高さに鑑み、教職員給与費に対する財源保障が必要である。

5. 義務教育の将来ビジョンと今後の検討課題

義務教育の内容・方法、教育条件整備については、時代の要請に応じた新しいビジョンを設定していくことが必要である。

特に、今後の義務教育制度の在り方については、平成15(2003)年3月20日中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」において、「社会の変化や保護者の意識の変化に対応し、義務教育制度をできる限り弾力的なものにすべきとの観点」から指摘された諸課題を踏まえ、分科会で検討する。

第2章 義務教育費負担の現状、沿革及び国際比較

1. 義務教育費負担の現状

(1) 義務教育無償の原則

義務教育は憲法の規定により無償でなければならない。したがって、義務教育費は高校や大学のように授業料により受益者負担に転嫁することができず、原則として全ての経費を公費で賄わなければならない。

(2) 市町村・都道府県・国の負担関係

小・中学校に係る経費の全てを市町村に負わせることは市町村の財政力にとって過重となるため、市町村立小中学校の基幹的な教職員の給与費と旅費については都道府県に負担義務を課す「県費負担教職員制度」が設けられている。その上で、都道府県が負担する義務教育諸学校の基幹的職員の給料・諸手当に係る経費については、国がその2分の1の負担義務を負う「義務教育費国庫負担制度」が設けられている。

義務教育にかかる経費の総額約10兆円の義務教育費負担のうち、国・都道府県・市町村の負担割合は概ね3：4：3であり、国と都道府県の負担する経費の大部分が人件費である（平成12(2000)年度）。

(3) 児童生徒1人当たりの義務教育費

教育の機会均等を実質的に保障するためには、小規模な学校ほど児童生徒数に比して手厚い教員配置が必要になるため、へき地・離島などを抱え小規模学校の多い地方ほど、児童生徒1人当たりの義務教育費国庫負担金は多くなる。

2. 義務教育費負担制度の沿革

学制発布から明治20年代まで、義務教育費は住民負担や受益者負担に頼っていたが、明治29(1896)年の市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法、明治33(1900)の市町村立小学校費国庫補助法の制定で、国による財源保障制度ができたことにより、明治33年から義務教育の無償制を実施することができ、就学率は急上昇した。

明治21(1888)年の市制・町村制、明治23(1890)年の地方学事通則、改正小学校令により、義務教育費は市町村の負担とされていたが、その負担は市町村にとって過重であった。そこで、教職員給与の改善と地方財政の健全化を図るため、大正7(1918)年に市町村義務教育費国庫負担法が制定され、義務教育費は国と地方が分担することとなった。国庫負担金の額は町村の強い要望を受けて順次増額された。さらに昭和7(1932)年には、市町村間の財政力格差を調整するため、市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法が制定された。

市町村に対する義務教育費国庫負担金の累次の増額や国庫補助金の創設は、市町村の予算支出のうち最大経費である教員給与費に国費を配分することにより、市町村間の財源調整を行おうとしたものと見ることができる。

しかし、市町村に対する義務教育費の国庫負担・国庫補助という方法によっては、①義務教育費の財源保障、②地方間の財源調整という2つの目的のいずれをも十分に達成できなかったため、昭和15(1940)年、義務教育の教員給与費を府県が負担し、その2分の1を国が負担する義務教育費国庫負担法が制定され、同時に地方間の財源調整のため地方分与税が創設された。

戦後、昭和25(1950)年にシャープ勧告により義務教育費国庫負担法が廃止され、地方財政平衡交付金に吸収されたが、教育水準の低下、地域間格差の拡大、地方財政への圧迫といった問題が生じたため、昭和28(1953)年から改めて義務教育費国庫負担法が施行され、都道府県が負担する義務教育の教職員給与費の2分の1を国が負担することとなった。

このような義務教育費負担をめぐる歴史から、次のような教訓が得られる。

- ・ 義務教育費の中心問題は常に教職員給与費だったこと
- ・ 義務教育の無償制と完全就学の実現、義務教育の水準維持と地域間格差の是正のため、国による義務教育費の財源保障が必要だったこと
- ・ 義務教育費の国庫負担は地方財政の健全化にも資するものだったこと
- ・ 義務教育費の財源保障制度は、地方間の財源調整制度とは別に設けられる必要があったこと

3. 義務教育費負担制度の国際比較

義務教育の教職員給与費については、フランス、ドイツ、イタリアなどのヨーロッパ諸国及び韓国、シンガポールなどの東アジア諸国で、全額を国（連邦制国家では州）が負担している。義務教育学校の教職員を国家公務員としている国も多い。

主要先進国で義務教育教職員給与費を国が全額負担していないのは、アメリカとイギリスであるが、アメリカでは学区の学校税という目的税による財源が確保されているほか、州が教育目的税を設けている場合も多く、州や連邦の役割は増大している。イギリスでも中央政府が積極的な役割を果たすようになってきている。

いずれの国においても、国策として、学力向上を目指し、教育水準保障のために国家が教育への関与を深める方向で改革が推進されている。

また、IEAなどの国際調査を見ると、義務教育費を国家が負担している国は、学力水準が平均的に高く、児童生徒間の学力のばらつきが少ないという傾向が認められる。

第3章 義務教育費国庫負担制度の必要性

義務教育費国庫負担制度の必要性は、概ね次の6つの観点から説明される。

1. 義務教育に対する国の責任

義務教育は、国民として最低限必要な資質を培い、国家・社会の基礎となる国民教育としての性格を有している。また、義務教育を人的資本形成として見た場合、その効果は国民経済全体に及ぶ。したがって、義務教育の内容・水準の確保は、国が責任をもって行わなければならない。

また、国は国家戦略としての義務教育政策を推進し、将来の国家・社会の発展を担う国民の資質・能力の向上を図る責任を負っている。

義務教育費国庫負担制度は、国がそのような責任を果たすためのものであり、この制度の廃止は国の責任放棄である。

2. 義務教育無償制と完全就学の保障

義務教育費負担制度の歴史に照らしてみると、全ての国民の義務教育への完全就学を実現するためには、義務教育の無償制の実施が必要であり、無償制を実施するためには確実な財源保障が必要であった。

義務教育においては、憲法の要求に従い、全ての国民を就学させるために必要な規模の学校が、全額公費により維持されなければならない、そのために必要な財源が確実に用意されている必要があり、財源保障の必要性が極めて高い分野である。このような義務教育に対する財源保障の責任を最終的に果たすことができるのは国だけである。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の無償制を支える制度であり、この制度を廃止すると、義務教育に必要な公費支出に支障が生じ、学校経費の安易な保護者への転嫁など、憲法が求める無償制の原則に反する事態を招くおそれがある。

3. 教職員の人材確保

義務教育を実施するうえで、教職員の配置は教育の成否を左右する最も重要な教育条件であり、財政負担の上でも教職員の人件費は義務教育費の4分の3というきわめて高い割合を占めるものである。

優れた資質能力を有する教職員を、児童生徒に行き届いた教育が行える人数だけ確保するためには、教職員給与費の財源として必要な額が安定的に確保されていなければならない。

教職員の給与費は地方財政の中で経常的経費の大きな部分を占めるため、財政状況の影響を受けやすく、教職員の給与水準は時間とともに他の職に比べて相対的に低下する傾向がある。そのため、教職員の給与水準と給与費の財源を支えるための意図的な努力が必要になる。

義務教育費国庫負担制度は、教職員の質と数を全国的に確保するため、公立義務教育諸学校の教職員給与費の負担者である都道府県が、人材確保法と義務標準法の下で必要とする給与費の財源を、確実に保障するための制度であり、この制度を廃止することになれば、給与費財源の不足をきたし、少人数学級の実現が困難になり、少人数指導・習熟度別指導、自主的・自律的な学校運営、食の指導などが後退することになると考えられる。

4. 義務教育の地域間格差の是正

義務教育においては、全国どの地域においても一定の水準が確保されることによって、教育の機会均等が保障されなければならないが、財政力に大きな格差のある各地方公共団体に全ての負担を負わせてしまうと、財政力の格差がそのまま義務教育費の支出水準の格差に反映され、その結果地域間で義務教育の教育水準の格差が生じる事態となる。

義務教育費国庫負担制度は、地方公共団体間の財政力格差がそのまま地域間の義務教育水準の格差に転化されてしまわないよう、義務教育費財源を地方公共団体間で平準化することにより、義務教育の機会均等を確保する役割を果たしている。

5. 義務教育水準の安定的な確保

地方財政は景気変動などに左右されやすいが、財政状況の変動が義務教育費支出に直接反映されてしまうと、義務教育の水準が安定的に確保されなくなる。

義務教育費国庫負担制度は、地方財政の変動がそのまま義務教育水準の不安定化に転化されることがないように、義務教育費財源を安定化することにより、義務教育の水準を安定的に確保する役割を果たしている。

6. 地方財政の健全化

市町村には小・中学校の設置義務が課されており、義務教育は市町村の義務的事業であるが、毎年度一定額が必要となる教職員給与費の額はきわめて大きく、これを全て市町村に負わせてしまうと、市町村の財政を著しく圧迫する。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育費によって地方財政が圧迫されないよう、国が義務教育費の財源保障を行うことにより、地方財政を健全化する役割を果たしてお

り、この制度を廃止すると、地方財政上の義務的経費の比率が高まり、財政の硬直化を招きやすくなる。

第4章 人材確保法及び義務標準法の必要性

人材確保法及び義務標準法は、義務教育の水準確保のため、それぞれ教職員の質及び教職員の量の確保を目的とする法律であり、都道府県により尊重されるべき規範として、義務教育の水準確保の機能を果たすとともに、義務教育費国庫負担金の算定の根拠となることによって、国による義務教育費の最低保障の基礎をなしている。

義務標準法については、最低基準性の明確化、市町村や学校の権限と責任の拡大、加配定数の一般定数への転換等の見直し、特別支援教育に係る定数などについて検討する必要がある。

第5章 義務教育費国庫負担制度及び関連諸制度の改革

1. 改革の方向性

義務教育費国庫負担制度及び県費負担制度や義務標準法などの関連諸制度は、これまで、国が定める目標に向かって全国の教育水準を一律に引き上げる上で大きな成果を挙げてきたが、今日では、少人数学級や独自の教員加配など、国の基準を超える独自の取組を行う地方自治体も増えている。義務教育についての権限と責任を地方自治体に移譲し、保護者や住民の意思をより直接的に反映する学校運営の実現を図ることは、今日の地方分権改革の強い要請である。

このような状況を踏まえ、義務教育費国庫負担制度及び関連諸制度については、地方の自由度をさらに拡大する方向での見直しが必要とされている。

2. 「総額裁量制」の導入

文部科学省が平成16（2004）年度から導入した「総額裁量制」は、国庫負担金の総額の範囲内で教職員の給与や配置について各都道府県の裁量を大幅に拡大するというものであり、大幅な事務の簡素化も図られる。

「総額裁量制」は、教育財政における地方の自主性を高める改革として高く評価できるものであり、「三位一体の改革」の目的にも十分沿ったものと認められる。

3. 教員給与制度改革

公立学校教員の給与制度については、平成16（2004）年度から「国立学校準拠制」が廃止され、給与の種類や額についての各都道府県の裁量が拡大されたが、この教員給与制度改革は、教員給与制度上の基本原則を堅持しつつ、各都道府県の裁量を最大限に拡大する改革として高く評価できる。

4. 学級編制・教職員定数の弾力化

文部科学省は、義務標準法に基づく義務教育諸学校の学級編制や教職員定数の取扱いについて、平成13(2001)年度以来、地方からの要望に応じて、地方の判断による少人数学級や地方の裁量による加配定数の活用など、地方の自由度を高めるための弾力化措置を講じてきている。これらの弾力化措置は、ナショナルミニマムの水準を維持しつつ、地方の創意工夫による義務教育の充実改善に資する改革として、高く評価できる。

5. 情報公開と説明責任

これまでに講じられてきた諸改革により、義務教育の条件整備についての地方の自由度が拡大するが、それに伴って、各地方ごとの住民に対する責任も増大する。各都道府県においては、学級編制、教職員配置、教員給与等について、住民に対し情報を公開し、説明責任を果たしていく必要がある。

国においても、義務教育への資源投入や義務教育の成果について、情報を公開し説明責任を果たすことが求められる。

6. 今後の検討課題

義務教育費国庫負担制度及び関連諸制度については、当面、地方の自由度を拡大するための諸改革の成果を見守りつつ、さらなる改善方策を考えるべき。

今後さらに次のような課題について検討すべきである。

- ① 義務教育費国庫負担金の負担水準を維持しつつ、負担対象職種や負担対象経費について、地方の自由度を拡大する方向で弾力化を図ること。
- ② 義務標準法について、最低基準性の明確化、地方の自由度を高める方向での加配制度の見直し、学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任の拡大などの観点から見直しを行うこと。

第6章 全額一般財源化論の検討

1. 全額一般財源化の問題点

義務教育費国庫負担金が一般財源化されると、これまで義務教育の教職員給与費に充てることとされていた財源が、どのような経費に充ててもよい財源になり、義務教育教職員給与費のための財源保障が無くなる。それは義務教育費を減らす自由でしかなく、必ず義務教育の水準を下げる方向に作用する。特に現在都道府県が膨大な地方債残高を抱える現状においては、結果として義務教育費の減額によって公債費を賄うということになる可能性が高く、地方財政の深刻度の違いにより義務教育水準の大きな格差が生じる危険性も高い。地方財政が深刻化している今日こそ、地方財政平衡交付金への吸収から義務教育費国庫負担制度の復活に至った歴史の教訓に学ぶべきであろう。

一般財源化のうち、税源移譲については、税源の偏在のため都道府県間で著しい税収の格差が生じ、財源不足になる道県では、義務教育費を削減せざるを得なくなる。

税源移譲による不足額は地方交付税交付金によって保障されるとの主張があるが、地方交付税交付金では義務教育費が確保される制度的な保障は無い。また、「三位一体の改革」においては地方交付税の財源保障機能は縮小することとされており、全体に縮小する財源の中で義務教育費だけは従前どおり確保されるとは考えられない。

義務教育は、①全ての国民に等しく提供されなければならないこと、②無償でなければならないことから、財源保障の必要性がきわめて高い分野である。義務教育費負担制度の沿革から見ても、義務教育の教職員給与費に対する財源保障制度は、地方間の財源調整制度とは別に設けられる必要があった。多くの先進諸国においても、義務教育の教職員給与費は国庫負担又は教育目的税といった特定財源によって支えられている。義務教育費に対する財源保障は、地方交付税のような一般財源ではなく、義務教育費に充てるための特定財源で行うべきである。

2. 義務教育と高校教育の違い

公立高校の経費は全額一般財源なのであるから、義務教育費を全額一般財源化しても支障は生じないとの主張がある。しかしこのような主張は、すべての国民に無償で行わなければならない義務教育においては、高校と異なり、希望者全員を公立学校で受け入れ、その経費の全額を公費で賄わなければならないため、確実な財源保障が必要になるという、義務教育の本質を理解しない、的外れの議論である。

3. 義務教育費国庫負担制度を一般財源化したらどうなるか

一般財源化すると、次のような重大な問題が生じるだろう。

- ① 国民教育として必要な内容と水準を確保できず、国の責任の放棄となる。
- ② 学校経費の保護者への転嫁など、義務教育無償に反する事態を招くおそれがある。
- ③ 教職員給与費の財源不足のため教職員の確保が困難になり、少人数指導・習熟度別指導、地域に開かれた学校運営、食の指導などが後退し、40人学級の維持も困難になるおそれがある。
- ④ 地域間の財政力格差が義務教育水準に転化され、義務教育水準に地域間格差が生じる。
- ⑤ 地方の財政状況の変動により、義務教育水準が不安定化する。
- ⑥ 教職員給与費が地方財政を圧迫し、財政の硬直化を招きやすくなる。

以上の理由から、義務教育費国庫負担制度の根幹は堅持する必要がある。

第7章 市町村の権限と責任の拡大

1. 県費負担教職員制度の見直し

市町村間の教育水準の格差をなくし教育の機会均等を図るため、都道府県が教職員給与を負担し、その任命権を持つ県費負担教職員制度が設けられてきた。

しかし、この制度については、保護者や住民の意向を直接反映できる市町村の権限と責任を拡大する方向で見直しを行っていく必要がある。

2. 教職員給与費負担と学級編制・教職員定数に係る権限の政令指定都市への移譲

政令指定都市については、教職員の給与は道府県の負担としつつ、その任命権は政令指定都市にあるという「ねじれ」が存在している。この問題について、関係の道府県及び政令指定都市から意見を聴取した結果、多くの意見は、次のとおりであった。

- ・ 任命権者と給与負担者を一致させるべきであり、政令指定都市が給与負担を行うよう制度の見直しを行うべき。
- ・ ただし、税源移譲等により適切な財源措置がなされることが前提。
- ・ 制度の見直しにあわせて、学級編制基準の設定及び教職員定数の設定の権限についても政令指定都市に移譲していくべき。
- ・ 給与負担と権限の移譲を実施するためには、給与条例の整備や給与システムの構築等、移行のための一定の準備期間が必要。

一方、域内に政令指定都市が存在する道府県の中には、道府県内の義務教育の機会均等や教育水準の確保に果たしている道府県の役割にかんがみ、給与負担と権限の移譲については慎重に対処すべきであるとの反対意見もあった。

当作業部会としては、給与負担と権限をあわせて移譲する方向で取り組むべきものとするが、その円滑な移譲のためには政令指定都市に対する国庫負担が必要であるとする。今後、財源問題について、関係省間で協議の上、方向性が示されることを期待するとともに、権限と負担の移譲に伴う政令指定都市の事務体制の整備に向けた具体的な検討が進められることを期待する。

なお、中核市など一定規模以上の市への任命権や給与負担などの移譲についても、市町村の権限と責任を拡大する観点から、引き続き検討することとしたい。

3. 市町村費負担教職員制度の全国化

平成14(2002)年、構造改革特別区域法により市町村が独自に常勤の教職員を任用できる途が開かれ、現在18市町村でこの特区事業が認定されており、この制度の全国化が課題とされている。これについては、今後、特区における実施状況についての評価なども勘案しつつ、仮に本制度を全国化とした場合、教職員の配置等に係る都道府県と市町村との間の関係にどのような影響を与えるかなどについて、関係団体から意見を聴取していくとともに、県費負担教職員制度を前提としている現在の義務標準法の諸制度の見直しも含め、市町村の権限と責任を拡大する観点から、引き続き検討することとしたい。

おわりに

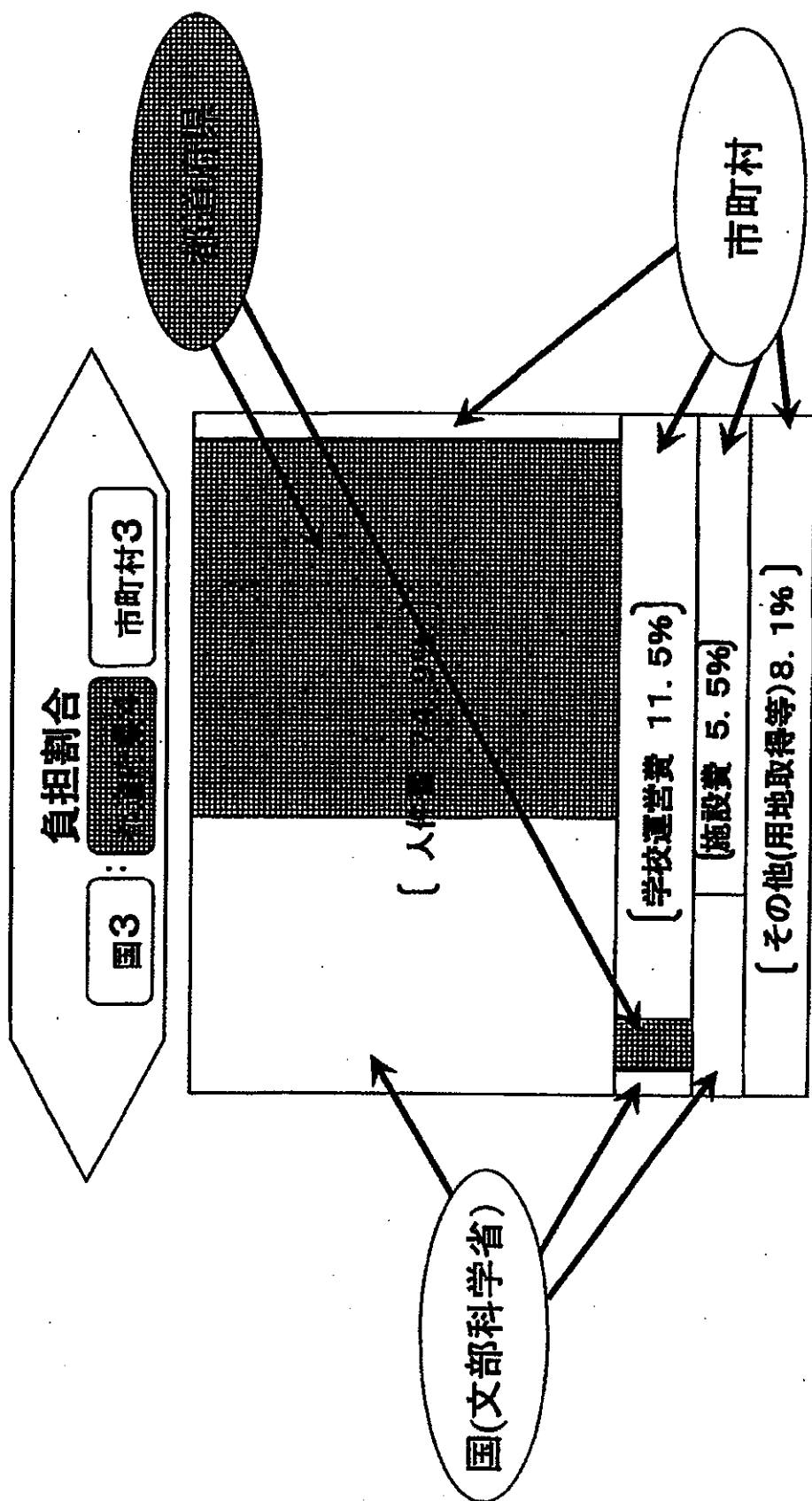
義務教育費に係る経費負担の在り方については、この中間報告後も引き続き検討を行う。

また、本中間報告については、中央教育審議会初等中等教育分科会教育行財政部会においてさらに審議を加えることとなる。広く国民各層からのご意見を賜りたい。

図 表

○ 図1	義務教育についての経費負担の量的イメージ	40
○ 表1	義務教育費国庫負担金における児童生徒1人当たり負担額	41
○ 図2	TIMSS主要教科の成績分布	42
○ 図3	教育費・公債費の割合及び地方税収入の割合	43
○ 表2	仮に義務教育費国庫負担金を廃止し、全額税源移譲した場合の各都道府県における現在の負担金の交付額との比較表 (個人住民税で試算)について	44
○ 表3	県から政令市への権限移譲に係る政令市の主な意見	45
○ 表4	県費負担教職員の給与を指定都市負担とすることについて の関係道府県の主な意見	49

義務教育についての経費負担の量的イメージ



義務教育費国庫負担金における児童生徒 1 人当たり負担額

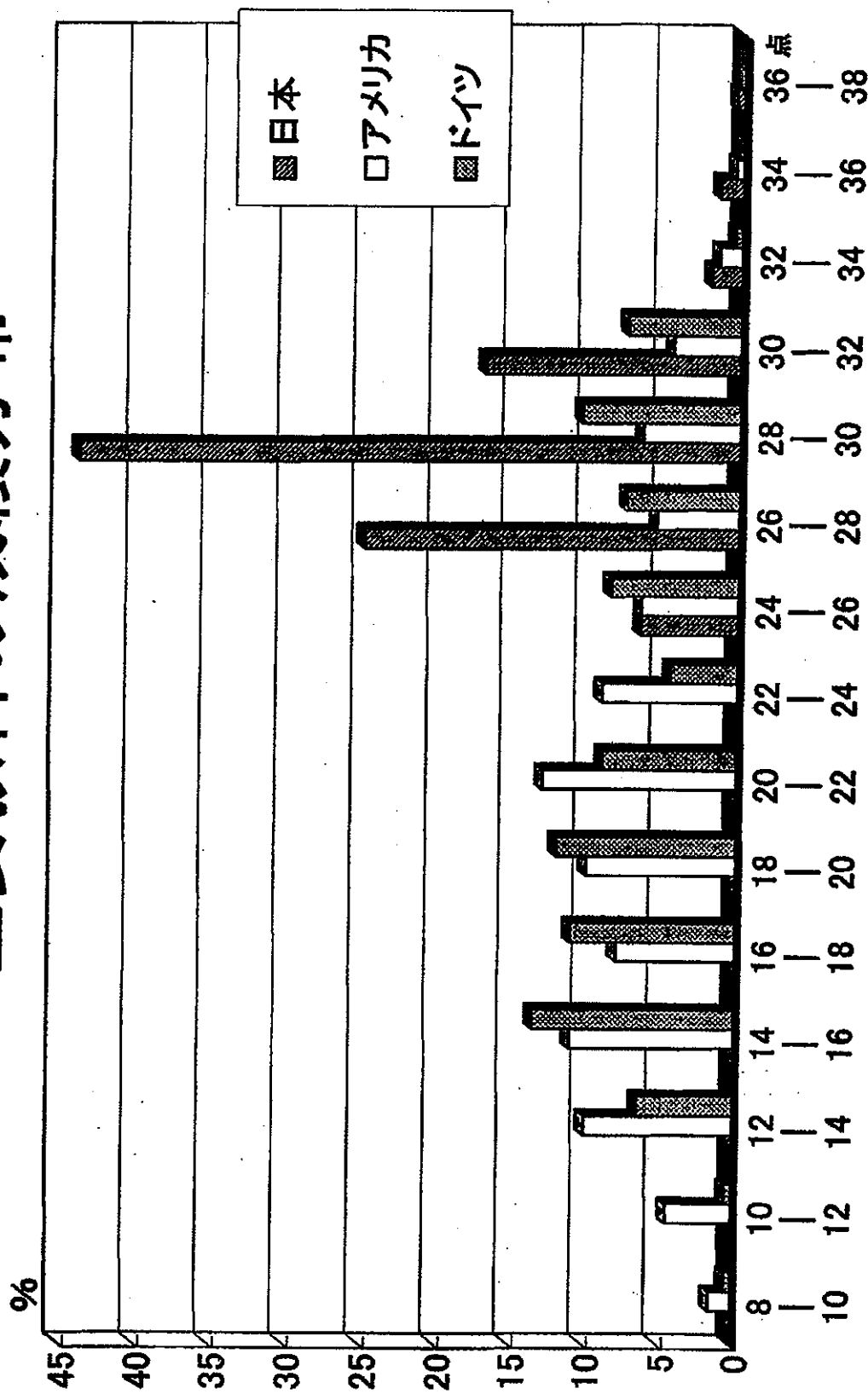
(平成14年度)

(単位：円、人)

	国庫負担額	児童生徒1人当 たり国庫負担額	1校当たりの 児童生徒数	教員 1 人当たり の児童生徒数
高 知 県	26,472,009,001	417,257	134.1	10.2
埼 玉 県	140,296,293,083	233,468	464.8	19.4

図2

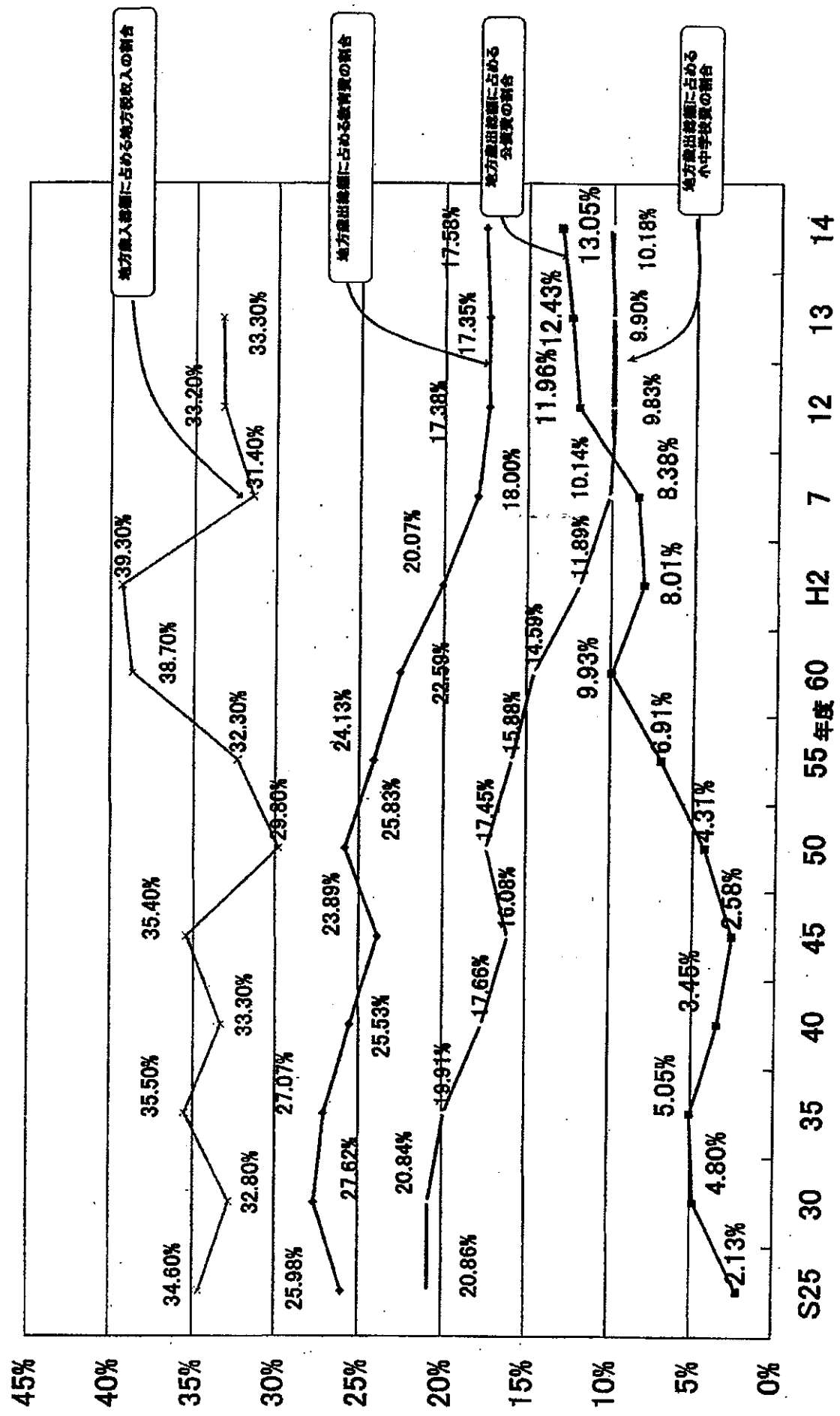
TIMSS主要教科の成績分布



国際教育到達度評価学会(IEA)が1995年に中学校2年生を対象として実施した
国際数学・理科教育調査(TIMSS)のうち、数学の調査結果における各国の参加
校ごとの平均点の分布を表している。(有馬朗人氏作成)

教育費・公債費の割合及び地方税収入の割合

図 3



※各年度のデータについては、総務省決算状況調査及び地方教育費調査より。

表2

仮に義務教育費国庫負担金を廃止し、全額税源移譲した場合の各都道府県における現在の負担金の交付額との比較表(個人住民税で試算)について

都道府県名	15年度国庫負担金交付決定額	個人住民税(百万円)	税源の割合	全額税源移譲の場合 推定額・増減額・増減率			ランク
				推定額	増減額	増減率	
東京	188,451,824	359,085	15.16%	425,560,019	237,108,195	125.8%	1
神奈川	155,945,405	214,985	9.07%	254,760,042	98,814,637	63.4%	2
千葉	115,626,739	128,324	5.42%	152,079,769	36,453,030	31.5%	3
埼玉	133,301,965	142,824	6.03%	169,264,057	35,962,092	27.0%	4
愛知	142,676,010	150,865	6.36%	178,556,809	35,880,599	25.1%	5
静岡	77,410,279	71,463	3.02%	84,892,470	7,282,191	9.4%	6
大阪	180,586,474	166,285	7.02%	197,068,236	16,481,762	9.1%	7
兵庫	121,653,555	107,584	4.54%	127,500,310	5,846,755	4.8%	8
京都	55,688,508	47,579	2.01%	58,388,984	2,699,476	1.3%	9
奈良	33,894,012	28,298	1.19%	33,536,621	-357,391	-1.1%	10
富山	25,715,909	19,517	0.82%	23,130,052	-2,585,857	-10.1%	11
広島	68,419,854	50,151	2.12%	59,435,121	-6,984,733	-10.5%	12
福岡	102,884,384	76,842	3.24%	91,067,248	-11,817,136	-11.5%	13
滋賀	32,263,435	23,800	1.00%	28,205,936	-4,057,499	-12.6%	14
茨城	67,234,619	49,433	2.09%	58,584,203	-8,650,416	-12.9%	15
岐阜	49,589,260	35,955	1.52%	42,611,110	-6,978,150	-14.1%	16
長野	50,398,456	35,944	1.52%	42,598,074	-7,800,382	-15.5%	17
石川	28,554,475	20,292	0.86%	24,048,523	-4,505,952	-15.8%	18
群馬	45,975,563	32,267	1.36%	38,240,375	-7,735,188	-16.8%	19
栃木	47,182,067	32,917	1.39%	39,010,705	-8,171,362	-17.3%	20
三重	46,213,135	31,912	1.35%	37,819,656	-8,393,479	-18.2%	21
香川	24,927,239	16,756	0.71%	19,857,927	-5,069,312	-20.3%	22
宮城	58,213,208	36,646	1.55%	43,430,030	-12,783,178	-22.7%	23
岡山	46,971,403	29,985	1.27%	35,535,924	-11,435,479	-24.3%	24
山口	36,531,018	22,995	0.97%	27,251,911	-9,279,107	-25.4%	25
福井	22,725,331	14,199	0.60%	16,827,566	-5,897,765	-26.0%	26
山梨	22,951,945	14,221	0.60%	16,853,639	-6,098,306	-26.6%	27
北海道	143,572,727	83,672	3.53%	99,161,641	-44,411,086	-30.9%	28
新潟	61,970,148	35,136	1.48%	41,640,494	-20,329,654	-32.8%	29
鳥取	16,485,214	8,741	0.37%	10,359,163	-6,126,051	-37.2%	30
愛媛	37,900,025	19,776	0.83%	23,436,999	-14,463,026	-38.2%	31
福島	55,508,587	28,349	1.20%	33,597,062	-21,911,525	-39.5%	32
徳島	23,291,221	11,878	0.50%	14,076,895	-9,214,326	-39.6%	33
山形	32,398,584	16,518	0.70%	19,575,867	-12,822,727	-39.6%	34
和歌山	30,705,457	15,394	0.65%	18,243,789	-12,461,668	-40.6%	35
熊本	46,243,169	23,078	0.97%	27,350,277	-18,892,892	-40.8%	36
佐賀	22,370,293	10,941	0.46%	12,866,435	-9,403,858	-42.0%	37
大分	33,557,886	16,080	0.68%	19,056,783	-14,501,103	-43.2%	38
秋田	30,378,160	14,174	0.60%	16,797,938	-13,580,222	-44.7%	39
長崎	42,505,724	18,865	0.80%	22,357,352	-20,148,372	-47.4%	40
宮崎	31,071,937	13,660	0.58%	16,188,785	-14,883,152	-47.9%	41
岩手	40,854,712	17,957	0.76%	21,281,260	-19,573,452	-47.9%	42
青森	41,149,898	18,056	0.76%	21,398,587	-19,751,311	-48.0%	43
高知	25,811,101	11,077	0.47%	13,127,611	-12,683,490	-49.1%	44
島根	24,700,690	10,586	0.45%	12,545,716	-12,154,974	-49.2%	45
鹿児島	52,746,069	20,843	0.88%	24,701,526	-28,044,543	-53.2%	46
沖縄	36,703,882	13,614	0.57%	16,134,269	-20,569,613	-56.0%	47
合計	2,807,911,566	2,369,299		2,807,911,566			

(注1)個人住民税で試算したのは、三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲が、所得税から個人住民税へと本格的に実施される前の政府・与野の方針(平成15年12月19日)があるためである。

(注2)個人住民税は、平成13年度の個人道府県長税額を示す。

(注3)税源移譲の推定額は、個人住民税から税源の割合を算出して、15年度負担決定額に乗じて得た額である。

(注4)増減額及び増減率は、税源移譲推定額から15年度国庫負担金交付決定額を差し引いた額とその増減の割合である。

(注5)ランクは、増減率の高いものから上位5県と下位5県の順位を示した。

仮に義務教育費国庫負担金を廃止し、全額税源移譲した場合の各都道府県における現在の負担金の交付額との比較表(個人住民税で試算)について

単位: (千円)

都道府県名	15年度国庫負担金交付決定額	個人住民税(百万円)	税源の割合	全額税源移譲の場合 推定額・増減額・増減率			ランク
東京	188,451,824	359,085	15.16%	425,560,019	237,108,195	125.8%	1
神奈川	155,945,405	214,965	9.07%	254,760,042	98,814,637	63.4%	2
千葉	115,626,739	128,324	5.42%	152,079,769	36,453,030	31.5%	3
埼玉	133,301,965	142,824	6.03%	169,264,057	35,962,092	27.0%	4
愛知	142,678,010	150,665	6.36%	178,556,609	35,880,599	25.1%	5
静岡	77,410,279	71,463	3.02%	84,692,470	7,282,191	9.4%	6
大阪	180,586,474	166,285	7.02%	197,068,238	16,481,762	9.1%	7
兵庫	121,653,555	107,584	4.54%	127,500,310	5,846,755	4.8%	8
京都	55,688,508	47,679	2.01%	56,386,984	698,476	1.3%	9
奈良	33,894,012	28,298	1.19%	33,536,621	-357,391	-1.1%	10
富山	25,715,909	19,517	0.82%	23,130,052	-2,585,857	-10.1%	11
広島	66,419,854	50,161	2.12%	59,435,121	-6,984,733	-10.5%	12
福岡	102,884,384	76,842	3.24%	91,067,248	-11,817,136	-11.5%	13
滋賀	32,263,435	23,800	1.00%	28,205,936	-4,057,499	-12.6%	14
茨城	67,234,619	49,433	2.08%	58,584,203	-8,650,416	-12.9%	15
岐阜	49,589,260	35,956	1.52%	42,611,110	-6,978,150	-14.1%	16
長野	50,398,456	35,944	1.52%	42,598,074	-7,800,382	-15.5%	17
石川	28,554,475	20,292	0.86%	24,048,523	-4,505,952	-15.8%	18
群馬	45,975,563	32,267	1.36%	38,240,375	-7,735,188	-16.8%	19
栃木	47,182,067	32,917	1.39%	39,010,705	-8,171,362	-17.3%	20
三重	46,213,135	31,912	1.35%	37,819,656	-8,393,479	-18.2%	21
香川	24,927,239	16,756	0.71%	19,857,927	-5,069,312	-20.3%	22
宮城	56,213,208	36,646	1.55%	43,430,030	-12,783,178	-22.7%	23
岡山	46,971,403	29,985	1.27%	35,535,924	-11,435,479	-24.3%	24
山口	38,531,018	22,995	0.97%	27,251,911	-9,279,107	-25.4%	25
福井	22,725,331	14,199	0.60%	16,827,566	-5,897,765	-26.0%	26
山梨	22,951,945	14,221	0.60%	16,853,639	-6,098,306	-26.6%	27
北海道	143,572,727	83,672	3.53%	99,161,641	-44,411,086	-30.9%	28
新潟	61,970,148	35,136	1.48%	41,640,494	-20,329,654	-32.8%	29
鳥取	16,485,214	8,741	0.37%	10,359,163	-6,126,051	-37.2%	30
愛媛	37,900,025	19,776	0.83%	23,436,999	-14,463,026	-38.2%	31
福島	55,508,587	28,349	1.20%	33,597,062	-21,911,525	-39.5%	32
徳島	23,291,221	11,678	0.50%	14,076,895	-9,214,326	-39.6%	33
山形	32,398,594	16,518	0.70%	19,575,667	-12,822,727	-39.6%	34
和歌山	30,705,457	15,394	0.65%	18,243,789	-12,461,668	-40.6%	35
熊本	46,243,169	23,078	0.97%	27,350,277	-18,892,892	-40.9%	36
佐賀	22,370,293	10,941	0.46%	12,966,435	-9,403,858	-42.0%	37
大分	33,557,886	16,080	0.68%	19,056,783	-14,501,103	-43.2%	38
秋田	30,378,160	14,174	0.60%	16,797,938	-13,580,222	-44.7%	39
長崎	42,505,724	18,865	0.80%	22,357,352	-20,148,372	-47.4%	40
宮崎	31,071,937	13,660	0.58%	16,188,785	-14,883,152	-47.9%	41
岩手	40,864,712	17,957	0.76%	21,281,260	-19,573,452	-47.9%	42
青森	41,149,898	18,056	0.76%	21,398,587	-19,751,311	-48.0%	43
高知	25,811,101	11,077	0.47%	13,127,611	-12,683,490	-48.1%	44
島根	24,700,890	10,586	0.45%	12,545,716	-12,154,974	-49.2%	45
鹿児島	52,746,069	20,843	0.88%	24,701,526	-28,044,543	-53.2%	46
沖縄	36,703,882	13,614	0.57%	16,134,269	-20,569,613	-56.0%	47
合計	2,807,911,566	2,369,299		2,807,911,566			

(注1)個人住民税で試算したのは、三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲が、所得税から個人住民税へと本格的に実施される前の政府・与野の方針(平成15年12月19日)があるためである。

(注2)個人住民税は、平成13年度の個人道府県民税額を示す。

(注3)税源移譲の推定額は、個人住民税から税源の割合を算出して、15年度負担決定額に乘じて得た額である。

(注4)増減額及び増減率は、税源移譲推定額から15年度国庫負担金交付決定額を差し引いた額とその増減の割合である。

(注5)ランクは、増減率の高いものから上位5県と下位5県の順位を示した。

県から政令市への権限移譲に係る政令市の主な意見

表 3

項 目	具 体 的 な 意 見 等	備 考
●県費負担教職員制度について ①制度を存続すべき ②制度を見直すべき ③その他 13都市	●制度を見直すべき ○任命権者と給与負担者が異なることによる弊害があるため、各都市が主体的な人事施策を進めることができる。 ○地方分権を進める観点から、政令市の裁量権拡大につながる見直しを求める。 ○見直しに当たっては、道府県からの税源移譲による財源措置等を前提とする。	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、京都市、大阪市、北九州市 名古屋市、神戸市、広島市 札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、大阪市、福岡市
●学級編制基準等に関する権限等の所在の在り方について ①現状維持すべき ②指定都市へ移譲すべき ③その他 13都市	●指定都市へ移譲すべき ○給与負担の権限移譲と併せて、教職員定数や学級編制基準の設定に係る権限を包括的に移譲すべきである。 ○地方分権を進める観点から、政令市へ移譲すべきである。	札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、京都市、大阪市、神戸市 仙台市、さいたま市、名古屋市、広島市、福岡市、北九州市
●その他、研修実施主体等の在り方等の各種義務、権限の所在について ①現状維持すべき ②指定都市へ移行すべき ③その他 13都市	●指定都市へ移行すべき ○給与負担の権限移譲に伴い、旅費支給権限も政令市に移譲すべきである。 ○交付税措置等の財源措置を前提として、政令市へ移行すべきである。 ○研修については、すべて政令市が行っており、旅費支給も政令市に移譲すべきである。	札幌市、さいたま市、川崎市、大阪市、神戸市、北九州市 仙台市、千葉市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市 千葉市、横浜市、京都市、広島市、福岡市
●都道府県と指定都市との教職員給与負担の在り方について ①現状維持すべき ②指定都市へ移管すべき ③その他 13都市	●指定都市へ移管すべき ○所要全額について道府県から税源移譲等を前提として、政令市に移管すべきである。 ○所要全額の財源措置を前提として、政令市に移管すべきである。 ○学級編制の基準や教職員定数に係る権限移譲を併せて、包括的に政令市に移譲すべきである。	札幌市、仙台市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市 神戸市、福岡市、北九州市 仙台市、さいたま市、川崎市、名古屋市、広島市、福岡市

●国負担以外の経費負担について ①全額税による措置でよい 8都市 ②全額交付税による措置でよい 4都市 ③税と交付税による措置でよい 1都市 ④その他	●全額税による措置でよい ○全額交付税による措置では不交付団体には交付されない等、所要額が措置されないおそれがある。 ○政令市の自主的・自立的な財源を確立するため、所要全額を税源移譲すべきである。 ●税と交付税による措置でよい ○税源移譲後においても財政力格差が生じるため、地方交付税による調整が必要である。 ●その他 ○確実な財源措置が不可欠である。	千葉市、名古屋市、神戸市、 京都市、大阪市、広島市、福岡市、 札幌市、さいたま市、川崎市、北九州市 横浜市
●小中学校等の教職員に係る事務増大への対応について ①税源移譲による財源措置でよい 9都市 ②地方交付税等による財源措置でよい 2都市 ③その他 2都市	●税源移譲による財源措置でよい ○権限移譲に伴い給与や労務管理等、自治事務が増大することとなるため、所要全額を税源移譲により措置すべきである。 ●地方交付税による措置でよい ○事務的経費を効果的に措置するためには、地方交付税措置すべきである。 ●その他 ○税源移譲と地方交付税等による確実な財源措置が不可欠である。	千葉市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市 仙台市、さいたま市 札幌市、横浜市
●小中学校の教職員に係る勤務条件の整備について	●勤務時間や給与等、勤務条件を新たに設定する必要があるが、 ○県費負担教職員と市費負担教職員等との整合性を図る必要があり、慎重な検討が求められるため、多大な時間を要する。 ○条例等の整備のため、多大な事務を要する。 ○職員団体との交渉事務が増加する。 ●勤務時間や給与等、勤務条件について既存の市条例に取り入れられるか、または新たに条例を設定するか、検討が必要である	札幌市 仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市、北九州市 京都市、大阪市、 千葉市、神戸市、福岡市、北九州市 横浜市
●人事委員会の体制整備について	●人事委員会の体制整備が必要である。 ●教育委員会と人事委員会を合わせた関係部局との検討会を設置したい。	札幌市、千葉市、川崎市、京都市 さいたま市

●必要な移行準備期間について ①5年以上 ②3～5年 ③3年以内 2都市 11都市	●5年以上 ○すべての課題を解決し、制度を運用するまでには少なくとも5年間は必要である。 ○給与システムの開発から稼働までに3年程度が見込まれる。また、職員団体との交渉が難航するものと予想される。 ●3～5年 ○勤務時間、給与等の勤務条件等の調整を図るため、ある程度の時間を要する。 ○給与システム等の構築のために、ある程度の時間を要する。 ○条例等整備のため、ある程度の時間を要する。	京都市 福岡市 札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市 札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、名古屋市、大阪市、広島市、北九州市 仙台市
●必要な移行経費について ①国による財源措置 ②指定都市が負担 ③その他 13都市	●国による財源措置 ○給与システムの開発等、移行に伴う経費については、全額国の負担とすべきである。 ・地方交付税等により措置すべき ・税源移譲または交付税により措置すべき ・補助金等により措置すべき	札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、北九州市 さいたま市、広島市 福岡市 仙台市、大阪市
●給与以外の分野について	●共済組合について ○共済組合については、事業主負担分が増加するため、財源措置が必要である。 ●公務災害補償について ○公務災害補償については、給与負担者が政令市に移行すれば、政令市支那の所管へ移行することが妥当であるが、 ・関係機関との調整が必要である。 ・支部の人員増等の体制整備等に伴う財源措置が必要である。 ・事務移行のための一定の準備期間が必要である。 ○負担金について新たな財政負担が生じるため、財源措置が必要である。	千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市 神戸市、福岡市 仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、北九州市 京都市、広島市 千葉市、名古屋市、大阪市

	● 互助会について ○ 互助会については、給与負担者が政令市に移行すれば、市の互助会に移行することとなるが、 ・ 県と市の制度内容が異なるため調整が必要である。 ・ 支部の人員増等の体制整備等に伴う財源措置が必要である。 ・ 事務移行のための一定の準備期間が必要である。 ○ 負担金等について新たな財政負担が生じるため、財源措置が必要である。	札幌市、千葉市、京都市、 名古屋市、大阪市 京都市 札幌市、千葉市、名古屋市、大阪市、神戸市
● その他	○ 政令市への権限移譲に当たっては、教育給の観点からの議論を踏まえ、あくまで所要全額の税源移譲を大前提とすべきであり、暫定的に権限移譲のみを先行させるのではなく、条件を十分に整えてから実施すべきである。 ○ 義務教育費国庫負担金全体の見直しが決定的でない段階で、政令市への給与負担等の権限移譲を先行させることには懸念がある。税源移譲等による財源増置など、全体の制度見直しと一体として処理すべきである。 ○ 公務員制度改革など他の制度の大きな見直しの時期と重なった場合は、事務処理が膨大となり対応が困難になるので、実施時期の決定については配慮願いたい。	札幌市、大阪市、神戸市 北九州市 札幌市、北九州市

県費負担教職員の給与を指定都市負担とすることについての関係道府県の主な意見

表 4

意見	具体的 な 意見 等	備 考
賛成 (9道府県) 北海道、宮城県、埼玉 県、千葉県、東京都 府、大阪府、兵庫県	理由	●道府県の関与の縮小により、指定都市が自主的・主体的な教育行政を展開することができると見られる。
	条件	●給与関係事務等の合理化・効率化が図られる。
		●指定都市に対する財源措置が必要である。
		●準備期間を設定することが必要である。
		●当該道府県内の教育条件の均衡が図られるよう配慮が必要である。
		●給与負担権限、学級編制基準の設定権限及び教職員定数の設定権限をあわせて移譲すべきである。
反対 (2県) [広島県、福岡県]	理由	●指定都市に任命権が移譲されているため、県域と指定都市での人事交流や人材育成などが必ずしも円滑にできていない。こうした状況の中で教職員給与負担の権限を移譲し、さらにこれに伴う学級編制基準や教職員定数の設定権限が移譲されると教職員の勤務条件に格差が生じ、広域人事を活かした県全体としての教職員の資質向上が図れなくなる可能性がある。
		●県内の教育水準の確保に果たしている道府県の役割に鑑み、慎重に対処すべきである。
		●義務教育費国庫負担制度の全般に渡る抜本的改革に最優先で取り組むべきである。